

議員の定数を、 20名から16名に削減!!

6月定例議会は、6月7日から21日までの15日間の会期で開かれました。
今定例議会では、議員定数を20名から16名に削減する議案を議員から提出し、これを賛成多数で可決。
町長から提出された議案は12議案で、全議案が同意、承認、原案可決されました。
町政に対する一般質問には、10名の議員が立ち、町の考えを問いました。

提案理由

伊奈町は平成17年3月末までの合併特例法期限内の合併を目指して行政、議会ともども最大の努力をまいりました。目的を達成できず合併協議が破綻となりました。これからの伊奈町は自立した自治体として行政、議会、住民が一体となり知恵と力を結集し活力ある町づくりに取り組むことが求められています。

本町においても、厳しい財政状況の中、今までの以上の人件費等の義務的経費の削減が必要であります。この危機的状態を乗り切るには、行政と一丸となつて事業の見直しや経費の削減に一層の努力をすることが議員に与えられた使命であります。伊奈町議会は町民と議会の信頼関係を構築する

観点からも議会人として自ら律し、議会が率先して改革に取り組む姿勢を町民に示すべきであると考え、昨年より議会の活性化問題について議会活性化検討委員会を立ち上げ議員定数問題等について議論を重ねてまいりました。

今後、なお一層の行財政改革の推進が求められる情勢を踏まえ、また将来のさらなる伊奈町の発展を目指すためには、議員定数の削減は不可欠との考え方で一致しました。

以上のことから議員定数削減の議案を提案するものです。

提案者

清風会 山本重幸

賛成者

公明党 鳥井文典
緑の会 小林菊江
新政21 荒井敏男
民主党 平田義雄
みらい研伊奈
永末厚二

主な議案

町長提出議案

専決処分の承認を
求めることについて

地方税法が改正され、平成17年4月1日から施行されることに伴い、緊急に伊奈町税条例を改正する必要があるため、地方自治法179条第3項の規定により、専決処分したものです。

(賛成多数)

一般会計の補正

予算の総額に歳入歳出それぞれ103万7千円を追加するものです。内容は、生徒指導推進協力員活用調査研究事業委託金、あんしんまちづくり学校パトロール隊事業委託

金、食育推進プラン委託金等です。
(全員賛成)

ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県のみひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱が改正されたため、所要の改正をするものです。
(全員賛成)

都市公園の設置及び管理に関する条例の部を改正する条例

都市公園法が改正されたため、所要の改正をするものです。
(全員賛成)

火災予防条例の一部を改正する条例

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律が公布